

平成 24 年（ワ）第 872 号・1075 号損害賠償請求事件
原告 第 872 号事件 岡崎クニ子 外 141 名
第 1075 号事件 岩城信義 外 99 名
被告 北九州市 外 1 名

2012（平成 24）年 11 月 13 日

準備書面 2

福岡地方裁判所小倉支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士齋藤 利 幸

被告北九州市の答弁書中「求釈明」について

同 1(1)について

- ① 原告らは被告らの違法かつ不必要な放射能その他の汚染物質によって汚染されたがれきの搬入・焼却処分により、原告らの生命・身体・健康に対する被害の恐れが生じ、精神的な不安・苦痛を感じさせられているということである。

市は市民の生命・身体の安全を守る立場にあり（憲法 13・25 条、地方自治法第 1 条の 2）、これに反する行為によって、原告らに生命・身体健康に不安を与えることは、到底許されない。

- ② 複数の違法事由の存在は異なった権利侵害ではなく、苦痛の程度に影響するものであり、損害額の認定に当たって当然考慮されるべきものである。なお、原告らは最低限の請求をしているが、実際に違法焼却が継続されている現在、追加請求も充分あり得る。

同(2)アについて

- (1) 被告らには市民等の生命・身体・健康を保持・向上させる義務がある（憲法 25 条 1・2 項）。これらを危殆に瀕する状況を招くことは許されない。
- (2)① 本件において、被告らが搬入・焼却しようとしているがれきは、本来的に人畜無害なもの、単なるゴミではなく、東京電力福島第 1 原子力発電所の爆発・大量放射性物質放出事故（以下「3・11 原発事故」という）が起こる前は、5 重の壁により放射性物質が遮断され、環境中には絶対出ないものであるとされた（原子力安全神話）、超危険物質であ

る。即ち、放射性物質は人間等の生命と本質に相容れない超危険物質であるからこそ、環境中に放出されてはならないものとされ、それが5重の壁により保障されていると、強調されていたのである。

ところが、3・11 原発事故が起こるやいなや、それにより放出された放射性物質の制御が不可能と思知らされた国は、不可解な放射能安全基準を国民に押しつけ、今度は放射能安全神話を国民に強いようとしているのである。

いずれにせよ、放射性物質が生命と相容れない危険物質であることは、3・11 原発事故以前は公知の事実であった。

- ② i また、当時の細野剛志環境大臣が危険で埋めることもできないと強調していたクロムやヒ素や、アスベスト等が生命にとっての危険物質であることも公知の事実である（甲 16・38）。
- ii 被告らはアスベストについては極一部の存在の有無の検査を予定しているが、その検査方法が世界的に物笑いの種になるような極めてお粗末なものであり、「ほとんど間違える」ほど酷いものである（甲★(65)）。これでは全く検査していないに等しく、原告ら等の生命・身体・健康は守られない。
- iii また、被告らは焼却による放射性物質はバグフィルターで 99.9% 捕捉できるなどと説明しているが、バグフィルターメーカーがそのような保証をしておらず、実測で 60% 程度しか捕捉できないことが明らかになっている（甲★(66)）。

(<http://www.radiationdefense.jp/wp-content/uploads/2012/03/15d23d8c57369394ad454b71969f173c.pdf>)

- iv これを焼却の現場から裏付ける記事もある（甲★(67)）。
要するに、被告らが行っているがれきの搬入・焼却は原告らを含む市民の生命・身体・健康にとって極めて危険な行為であることは明らかである。

- ③ これらの危険物質を焼却すれば、広範囲の大気中にまき散らされ、降下し、原告らを含む市民や、近隣県・市町村民に危害を加えることになることも、公知の事実である。

- (3)① よって、被告らによる本件汚染がれきの搬入・焼却は、本来的に市民の身体・生命・健康を守らなければならない立場にある被告らの本質的使命（自治法 1 条の 2）とは相容れない行為である。

② i この様な、被告らの市民の生命・身体・健康を守るという最も基本的な使命に違反し、市民の生命・身体・健康に対して脅威を与える行為を行う被告らは、それが完全に無害であること、よって、原告らが提示する健康被害の主張に対しては、被告らの行うガレキ搬入・焼却とは因果関係のないことを、厳格に主張・立証明しなければならない立場にあると言うべきである。

ii それは、試験焼却の結果につき市民に対して健康調査を行い、試験焼却前と異なった健康異変が生じていないことを明らかにすることである。

また、本焼却も9月17日から行っているのであるから、今となつてはその健康被害調査も実施して、焼却前と異なった健康異変が生じていないことも厳格に主張・立証すべきである。そのためには市民全員に対する健康被害調査が不可決である。

原告ららは、試験焼却以降被告らに対して以上のような健康調査を実施すべきことを要求し続けてきた(甲★34・42等)。

iii 被告らは、試験焼却後、この様な厳密な健康被害調査を行っていないのであるから、以上のがれき搬入・焼却とは無関係を主張できる立場にない。

③ i 以上、憲法13・25条、地方自治法1条の2に明らかなように、被告らから生命・身体・健康を保護してもらう立場にある原告らの主張としては、被告らの行っている行為が、原告らの生命・身体・健康を侵害する恐れのあることを示せば十分である。

そして、被告らにおいては、それが無害なものであることを厳格に主張・立証しなければならないのである。

ii その主張・立証の程度は、原告ら生命・身体・健康に対するいささかの悪影響も、その可能性もない(一時かつ多量に放射性物質に晒される急性放射線障害でもない限り、その被害は5年、10年、20年と、晩発性に発症するものであることは公知の事実であり、現時点では「可能性の否定」までなされなければならない)ことが主張・立証されなければならない。

同イ 原告らが請求しているのは健康被害そのものでなく、被告らが不必要か追放行為により、原告らの生命・身体・健康に対する不安を与え苦痛を与えているということである。それ以外の主張がされている

ように捕らえられるところがあるのであれば、以上の主張に統一する。

又被告らの違法行為による人間としての生命・身体・健康に対する不安を与えられている苦痛であるから、職業は本件請求に関係がない。参考までにいうと、原告らは主婦がほとんどである。

同(1)について

宮城県が処理すべき石巻ブロックの震災がれきの全量の処理委託をしたことにより、宮城県には自ら処理すべき権限を失ったという単純な法理論によるものである。

同(2)について

東電福島第1原子力発電所の原発事故によって放出された全ての核種であり、具体的には別紙の通りである(甲★)。

同(3)について

追って調査の上補充する。

同(4)について

同(2)に同じ

同(5)について

放射性物質等有害物質を拡散させないため(2次3次・・・と被害を拡大させないため)である。

同(6)について

どの国がどのように合意しているかは現在のところ分からないが、国際的「合意」ということに支障があるなら、国際的常識と言い換えても良い。

放射性物質等は焼却しても減少することはないので(経験則)、希釈しても、総量が変わらなければ、全体としての危険性に全く変わりがない。それを希釈することであたかも1回あたりの放出量を小さく見せ、全体として放出される有害物質に対して取るべき安全対策を意図的に怠り、市民の安全性を脅かすことは許されないということであり、素人でも理解できる常識である。被告北九州は、まさに市民の目を欺くために9:1に希釈して、1回あたりの有害物質の放出量を低く見せかけて、市民を欺き、かつ、その安全を犠牲氏にしているのである。

同(7)について

同上

以上のような誤魔化しをしてまで不必要・違法な汚染ガレキの搬出・搬入・焼却を使用とするのが広域処理の実体である。

同(8)について

ネット辞典ウィキペディアによると、ドイツ放射線防護協会とは『1990年に設立された国際専門家協会である。法律上の目的は、電離および非電離放射線からの有害な影響から人間と環境を守るための最良の放射線防護である。1999年以降、Sebastian Pflugbeilが会長である。他のボードメンバーは、Inge Schmitz-Feuerhake（副会長）、Helga Dieckmann、Edmund Lengfelder および Roland Wolff である。ドイツ放射線防護協会の公式ジャーナルとして、同協会主催会議の会議報告書であるオットーハグ放射線研究所レポート[1]などがある。』と説明されている。

(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84%E6%94%BE%E5%B0%84%E7%B7%9A%E9%98%B2%E8%AD%B7%E5%8D%94%E4%BC%9A>)

同(9)について

埋め立てすれば(地下汚染が生じないように対策を取るべきはもちろんである)放射能その他の汚染物質は地下に封じ込められ、われわれの生活環境からは切り離され、安全性が確保される。

しかし焼却処分すれば、折角地上に降り積もった放射性物質等の有害物質は再び空気中にまき散らされ、この悪循環が繰り返される。又焼却灰には高度に濃縮された汚染物質が残ることになり、その管理の困難性等の問題が生じる。現に、福島等の除染土については処分地が見つからずに、処理の困難さを増している。

同(10)について

表現の自由の侵害である。

まさしく、被告北九州は、汚染ガレキに関する批判的表現の封じ込めのために、このような「市役所によって監視されている」という心理的萎縮効果を狙って、わざわざこの様な違法手段を公表したものである。

以 上